

会員規程、入会金及び会費規程の変更

「会員規程」、及び「入会金及び会費規程」の一部を変更するため、
定款第 12 条の規定に基づきお諮りするものである。

会員規程、入会金及び会費規程の変更

1. 変更の理由

- (1) 会員規程第 3 条(種別)の内容を、定款第 5 条(法人の構成員)の条文変更に関連して変更を行うものである。
- (2) 先般策定した JTA ビジョン(令和元年 11 月 14 日 理事会決定)を踏まえ、その財政的基盤となる団体会員等の年会費を 35 年ぶりに改定するとともに、創設する学生会員制度に伴いその年会費を定めることとしたい。
 ついては、入会金及び会費規程第 3 条(会費)の内容の変更を行うものである。
 なお、その施行日は令和 3 年 4 月 1 日とする。

2. 変更の内容

会員規程、入会金及び会費規程の変更の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 会員規程

(下線部が変更部分)

現行規定	変更案
(種別) 第 3 条 本会の会員は、下記の通りとする。 (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体 (3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人 (4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人 (5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人 (6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体	(種別等) 第 3 条 本会の会員は、 <u>定款第 5 条に定めるほか</u> 、下記のとおりとする。 <u>(会員種別は、定款第 5 条で規定しているため、現行の(1)～(6)は会員規程から削除。)</u>
2 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。	<u>(1) 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。</u>
3 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。	<u>(2) 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。</u>
	附則 (現行の附則を 1 とし、次項を加える。) <u>2 この規程は、令和 2 年 6 月 8 日から適用する。</u>

(2) 入会金及び会費規程

(下線部が変更部分)

現行規定	変更案
<p>(年会費)</p> <p>第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1万2千円</p> <p>(2) 団体会員 特級 年 200万円 以上 特A級 年 140万円 A級 年 70万円 B級 年 42万円 C級 年 28万円 D級 年 14万円</p> <p>(3) 賛助会員 年 6万円</p>	<p>(年会費)</p> <p>第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1万2千円</p> <p>(2) 団体会員 特級 年 200万円 以上 特A級 年 <u>180万円</u> A級 年 <u>90万円</u> B級 年 <u>54万円</u> C級 年 <u>36万円</u> D級 年 <u>18万円</u></p> <p><u>(3) 学生会員</u> 年 <u>3千円</u></p> <p><u>(4) 賛助会員</u> 年 <u>7万2千円</u></p> <p>附則 (現行の附則を1とし、次項を加える。)</p> <p><u>2 この規程は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>

(1) 会員規程 新旧対照表

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 6 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会)</p> <p>第 2 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。</p> <p>2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長が決定する。</p> <p>(1)本会の目的に賛同するものであること。</p> <p>(2)本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。</p> <p>(3)暴力団その他の反社会的勢力に属するものではないこと。</p> <p>3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。また名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。</p> <p>5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。</p> <p>(種別)</p> <p>第 3 条 本会の会員は、下記の通りとする。</p> <p>(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体</p> <p>(3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人</p> <p>(4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人</p> <p>(5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人</p>	<p>目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 6 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会)</p> <p>第 2 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。</p> <p>2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長が決定する。</p> <p>(1)本会の目的に賛同するものであること。</p> <p>(2)本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。</p> <p>(3)暴力団その他の反社会的勢力に属するものではないこと。</p> <p>3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。また名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。</p> <p>5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。</p> <p>(種別等)</p> <p>第 3 条 本会の会員は、<u>定款第 5 条に定めるほか</u>、下記のとおりとする。</p>

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体</p> <p>2 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。</p> <p>3 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 4 条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、推薦会員、特別会員及び名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 5 条 定款第 8 条、第 9 条、第 10 条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。</p> <p>(変 更)</p> <p>第 6 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>(1) 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。</p> <p>(2) 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 4 条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、推薦会員、特別会員及び名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 5 条 定款第 8 条、第 9 条、第 10 条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。</p> <p>(変 更)</p> <p>第 6 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規程は、令和 2 年 6 月 8 日から適用する。</p>

(2) 入会金及び会費規程 新旧対照表

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会金)</p> <p>第 2 条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)個人会員 1 万円 (2)団体会員 5 万円</p> <p>2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。</p> <p>(年会費)</p> <p>第 3 条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1 万 2 千円 (2) 団体会員 特級 年 200 万円 以上 特 A 級 年 140 万円 A 級 年 70 万円 B 級 年 42 万円 C 級 年 28 万円 D 級 年 14 万円</p> <p>(3) 賛助会員 年 6 万円</p> <p>2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(納 付)</p> <p>第 4 条 個人会員は、毎年 6 月、又は 12 月にそれぞれ 7 月、又は 1 月以降 1 ケ年分を前納するものとする。団体会員は、毎年 4 月及び 10 月に 6 カ月分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会金)</p> <p>第 2 条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)個人会員 1 万円 (2)団体会員 5 万円</p> <p>2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。</p> <p>(年会費)</p> <p>第 3 条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1 万 2 千円 (2) 団体会員 特級 年 200 万円 以上 特 A 級 年 <u>180 万円</u> A 級 年 <u>90 万円</u> B 級 年 <u>54 万円</u> C 級 年 <u>36 万円</u> D 級 年 <u>18 万円</u></p> <p><u>(3) 学生会員</u> 年 <u>3 千円</u> <u>(4) 賛助会員</u> 年 <u>7 万 2 千円</u></p> <p>2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(納 付)</p> <p>第 4 条 個人会員は、毎年 6 月、又は 12 月にそれぞれ 7 月、又は 1 月以降 1 ケ年分を前納するものとする。団体会員は、毎年 4 月及び 10 月に 6 カ月分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。</p>

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(変 更)</p> <p>第 5 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>(変 更)</p> <p>第 5 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p>